USPTO、特許審判部（PTAB）に対する情報開示に関する新たな運用を開始

2025年11月18日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、11月17日、特許審判部（PTAB）における当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）の請求に際して、請求人が実施した先行技術文献の調査に関する情報を求める新たな運用を開始する旨公表した[1]。

今般、スクワイヤーズ長官がPTABユーザー向けに公表したメモによれば、IPR・PGRの請求人は、11月17日以降、先行技術文献の検索手段に関する申告書（Search Disclosure Declaration: SDD）を提出することが認められるようになる。このSDDには、請求人が先行技術文献調査に用いたデータベース、キーワード、検索式といった検索手段に関する情報のほか、検索・検索結果のレビューに要した時間など、先行技術文献調査に関連するあらゆる情報を含めることが可能とされている。

請求人は、新たにIPR・PGRを請求する場合にはその請求時に、既に請求されたIPR・PGRについては11月26日まで[2]、SDDを提出することができる。USPTOによれば、SDDの提出は完全に任意であり、提出しないことにより不利益に扱われることはないとされているものの、提出されたSDDがUSPTOの審査実務にとって新規で有益な情報を含む場合には、審理開始決定に有利に働く考慮要素となり得ると説明されている。
なお、請求人は、SDDについて非公開とする旨の請求を行うことも認められるが、その場合でも当該情報は審査官向け研修やAIを活用した検索ツールの開発などのため、USPTO内で用いられることとなる。

USPTOは、この取り組みを通じて、これまでUSPTOで用いられていなかった先行技術文献調査手段に関する情報を収集することにより、特許審査の品質向上につなげる狙いがあると説明している。

（以上）

---

[1] MEMORANDUM “Voluntary Search Disclosure Declarations as a Favorable Factor in Institution Decisions” (Nov.17, 2025)
[2] メモによれば、本メモの発出日から7営業日以内に提出することが可能とされている。